

No	大分類	小分類	質問	回答
1	全般	補助対象	どのような事業者が補助対象者ですか。	本補助金の補助対象者は、申請要件を満たしており、交付申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人または個人に限ります。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 インボイス枠（電子取引類型）版」の「2-1-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」「2-1-2 申請の対象外となる事業者」をご確認ください。 公募要領
2	全般	補助対象	「常時使用する従業員」とは何か教えてください。	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味します。なお、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため「常時使用する従業員」には該当しません。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 インボイス枠（電子取引類型）版」の「2-1-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」をご確認ください。 公募要領
3	全般	補助対象	電子取引類型は、大企業も対象ですか。	対象です。中小企業・小規模事業者等と受発注の取引を行っている事業者（大企業含む）が申請者として対象です。
4	全般	補助対象	どのような経費が補助対象ですか。	中小企業・小規模事業者等と受発注の取引を行っている事業者（大企業含む）が、それらの中小企業・小規模事業者等に無償でアカウントを供与するような、インボイス制度に対応した受発注機能を有するITツールを導入する場合にその費用の一部が補助対象です。
5	全般	補助対象	どのようなITツールが補助対象ですか。	インボイス制度に対応をした受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するクラウド型の「ソフトウェア」が対象です。 またITツール利用に係る契約内容として、受注側アカウントの総数を上限なく発行できる契約ではないことを要します。（発行することの出来る受注側アカウントの上限数が定められていることを要します。） ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 インボイス枠（電子取引類型）版」の「2-2 補助対象経費の内容と、補助対象となるITツールの分類・要件」をご確認ください。 公募要領
6	全般	補助対象	リースは補助対象ですか。	リースは補助対象外です。
7	全般	制度内容	インボイス制度とは何か教えてください。	令和5年（2023年）10月1日より適格請求書等保存方式「インボイス制度」が導入されています。 このインボイス制度に対応しているソフトウェアが加算対象です。インボイス制度に対応した機能詳細については、ITツール登録要領、およびITツール登録の手引きをご参照ください。
8	全般	制度内容	GBizIDとは何か教えてください。	複数の行政サービスを1つのアカウントにより利用することのできる認証システムで、経済産業省及び中小企業庁では利用を推奨しています。 本IT導入補助金2025の交付申請においては、「GBizIDプライム」アカウント（ID・パスワード等）が必要です。 （参考）GBizID ホームページ https://gbiz-id.go.jp/top/
9	全般	制度内容	「SECURITY ACTION」とは何か教えてください。	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。本事業の申請にあたっては、「★ 一つ星」または「★★ 二つ星」いずれかの宣言を行う必要があります。 ・「SECURITY ACTION」の概要説明 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html ・「SECURITY ACTION」の申込みURL https://info.ipa.go.jp/form/pub/application/sa_entry ・問合せ先：独立行政法人情報処理推進機構（IPA） 問合せフォーム：https://www.ipa.go.jp/security/security-action/contact/

No	大分類	小分類	質問	回答
10	全般	制度内容	SECURITY ACTIONは、IPAのホームページ上には中小企業向けのもので記載がありますが、大企業が申請する場合も実施する必要がありますか。	電子取引類型は、大企業が申請者となる場合も、中小企業・小規模事業者等を含め商流での一括申請を前提としているため、大企業についても中小企業・小規模事業者等に課しているセキュリティ要件を大前提として取り組んで頂く必要があるという観点で、一律実施をお願いしています。
11	全般	制度内容	「デジwith」および「IT戦略ナビwith」とは何か教えてください。	「デジwith」とは、中小企業のデジタル・ＩＴ化を進める際に役立つ情報やツールを提供するポータルサイトです。ＩＴ戦略ナビwithでは、「自社の取り組みが同業他社と比較してどうか」という現状と、「どのようにＩＴを活用すればビジネスが成功するか」というストーリーを、ＩＴ戦略マップとしてウェブ上で簡単に作成できます。 「デジwith」および「IT戦略ナビwith」は2025年4月1日（火）10時00分からホームページが公開されます。本加点を受ける場合は、ホームページ公開後に「IT戦略ナビwith」を実施のうえ、IT導入補助金の交付申請を行ってください。 <「デジwith」開設について> https://j-net21.smrj.go.jp/news/cek71k0000001nxs.html <「デジwith」ホームページのURL（2025年4月1日（火）10時00分から）> https://digiwith.smrj.go.jp/
12	全般	制度内容	「申請マイページ」とは何か教えてください。	本事業において、申請者（中小企業・小規模事業者等）が各種申請等や各種手続き等を行うポータルサイトの呼称です。申請手続きに加え、申請した事業者情報の変更や事務局からの通知、連絡を受けることができます。
13	全般	公募期間	交付申請の公募期間を教えてください。	交付申請の公募期間は、下記の日程にて予定しております。 2025年3月31日(月)受付開始～ ※終了時期は別途ご案内します。 本事業の公募は、複数回の締切りを設け、それまでに受け付けた申請を審査し、交付決定を行う予定です。詳細なスケジュールは以下ホームページをご確認ください。 https://it-shien.smrj.go.jp/schedule/
14	交付申請	申請可否	IT導入補助金2025において、交付申請で同一の事業者は何回まで申請できますか。	IT導入補助金2025の公募期間中、中小企業・小規模事業者等（1法人・1個人事業主）あたり1申請のみとしています（交付決定についても同様）。ただし、同期間中に公募中のIT導入補助金2025の通常枠及びセキュリティ対策推進枠のそれぞれに申請し、交付決定および補助金の交付を受けることは可能です。 ※インボイス枠（インボイス対応類型）、複数社連携IT導入枠との重複申請はできません。 ただし、いずれかの締切り回で不採択となった場合、または、交付決定後から実績報告を経て補助金の交付を受けるまでに取下げた場合はその限りではありません。 なお、法人が申請を行う場合、支社や支店・営業所単位からの個別申請は受け付けられません。
15	交付申請	申請可否	開業したばかりの事業者も交付申請できますか。	交付申請時の必要書類が用意できない場合には申請できかねます。要件を満たしており、必要書類が用意できる場合には申請できますので、書類が用意できるかご確認ください。
16	交付申請	申請可否	過去のIT導入補助金にて補助金を交付されました。IT導入補助金2025にて申請可能ですか。	IT導入補助金2025のインボイス枠（インボイス対応類型及び電子取引類型）で交付決定を受けた事業者（グループ構成員を含む。）は、交付決定日から12ヶ月以内に同一事業であるIT導入補助金2025のインボイス枠（電子取引類型）での申請は行えません。 ただし、過去の申請類型によっては、減点措置等が講じられる場合があります。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 インボイス枠（電子取引類型）版」の「3-2 交付申請」、「3-3 交付申請の審査」をご確認ください。 公募要領
17	交付申請	申請可否	IT導入支援事業者が補助事業者として交付申請することは可能ですか。	本事業の申請要件として、「IT導入補助金2025においてIT導入支援事業者に登録されている事業者は対象外」となっておりますので、申請を行うことはできません。 また、当該事業者の代表者及び役員の経営する企業等(もしくは個人事業主)が IT導入補助金への交付申請を行うことはできません。 ただし、昨年度以前の事業においてIT導入支援事業者として登録しているが、今年度の事業において登録していない場合は、申請を行うことが可能です。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 インボイス枠（電子取引類型）版」の「 2-1-2 申請の対象外となる事業者」をご確認ください。 公募要領
18	交付申請	申請可否	国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。	国及び中小機構の他の助成金・補助金との併用はできません。ただし、補助対象となる事業内容（サービス・ソフトウェア、経費等）が重複しない場合は申請が可能です。

No	大分類	小分類	質問	回答
19	交付申請	申請可否	各締切り回で不採択だった場合、次回以降の締切りまでに再申請可能ですか。	各締切り回で公表される採択結果にて不採択となった場合、次回以降の締切りまでに再申請は可能です。
20	交付申請	申請可否	通常枠とインボイス枠（インボイス対応類型・電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠それぞれに申請する場合に同一のIT導入支援事業者でなければいけませんか。	同一の事業者でも別々の事業者でも構いません。
21	交付申請	申請可否	通常枠とインボイス枠（インボイス対応類型・電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠それぞれに申請する場合に同一公募回の申請でも構いませんか。	同一の公募回でも別々の公募回でも構いません。
22	交付申請	申請可否	通常枠とインボイス枠（インボイス対応類型・電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠の交付申請の作成を同時に進めることはできますか。	同時に進めることができます。
23	交付申請	添付書類	法人が交付申請する場合に必要な添付書類を教えてください。	・取引先一覧書類：取引先アカウント一覧【交付申請用】（事務局指定） ・实在証明書：履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの) ・事業実態確認書類：税務署で発行された直近分の法人税の納税証明書（「その1」もしくは「その2」）をご提出ください。
24	交付申請	添付書類	個人事業主が交付申請する場合に必要な添付書類を教えてください。	・取引先一覧書類：取引先アカウント一覧【交付申請用】（事務局指定） ・本人確認書類：（有効期限内の）運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票（発行から3か月以内のもの） ・事業実態確認書類1：税務署で発行された直近分の所得税の納税証明書（「その1」もしくは「その2」） ・事業実態確認書類2：税務署が受領した直近分の確定申告書の控え（令和6年（2024年）分） ※ただし、やむを得ない事情がある場合は令和5年分の提出でも構いません。 ≪ 提出書類の注意点 ≫ ・交付申請に必要な書類の添付に際しては、原則マイナンバー、保険者番号等の個人情報が記載されていない書類を提出すること。マイナンバー、保険者番号等の個人情報が記載されている場合は、個人情報の記載箇所を黒塗りにするなど判別できないようにすること。 ・納税証明書は、納税した領収書ではなく納税証明書「その1」若しくは「その2」とする。必要となる添付資料は「税務署が発行」しており、税目が「法人税（個人事業主の場合は所得税）」の直近に納税されているものであることを確認したうえで提出すること。また、確定申告書は、令和6年（2024年）分のものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は令和5年分の提出も可能とします。 ・確定申告書は、税務署が受領したことが分かるもののみを対象とします。令和6年分の場合は以下2点、令和5年分の場合は以下3点のいずれかにより受領が確認できること。 確定申告書（令和6年分の場合） 1「確定申告書 第一表の控え」に受付番号と受付日時が印字されていること。 2「確定申告書 第一表の控え」と「受信通知（メール詳細）」が添付できること。 確定申告書（令和5年分の場合） 1「確定申告書 第一表の控え」に収受日付印が押印されていること。 2「確定申告書 第一表の控え」に受付番号と受付日時が印字されていること。 3「確定申告書 第一表の控え」と「受信通知（メール詳細）」が添付できること。 ※税理士（税理士法人を含む）の印のみが押印された書類は適切な添付資料とは見做されません。 ※1～3の方法で受領が確認できない場合は、提出する「確定申告書 第一表の控え」と「同一年度の納税証明書その2」を提出することで審査に必要な書類を充足することができます。その場合、納税証明書の添付の際には、納税証明書その2を添付してください。
25	交付申請	添付書類	取引先が法人の場合に必要な提出書類を教えてください。	・实在証明書：履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの) ・事業実態確認書類：税務署で発行された直近分の法人税の納税証明書（「その1」もしくは「その2」）をご提出ください。

No	大分類	小分類	質問	回答
26	交付申請	添付書類	取引先が個人事業主の場合に必要な提出書類を教えてください。	・本人確認書類：（有効期限内の）運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票（発行から3か月以内のもの） ・事業実態確認書類1：税務署で発行された直近分の所得税の納税証明書（「その1」もしくは「その2」） ・事業実態確認書類2：税務署が受領した直近分の確定申告書の控え（令和6年（2024年）分） ※ただし、やむを得ない事情がある場合は令和5年分の提出でも構いません。 ≪提出書類の注意点≫ ・交付申請に必要な書類の添付に際しては、原則マイナンバー、保険者番号等の個人情報が記載されていない書類を提出すること。マイナンバー、保険者番号等の個人情報が記載されている場合は、個人情報の記載箇所を黒塗りにするなど判別できないようにすること。 ・納税証明書は、納税した領収書ではなく納税証明書「その1」若しくは「その2」とする。必要となる添付資料は「税務署が発行」しており、税目が「法人税（個人事業主の場合は所得税）」の直近に納税されているものであることを確認したうえで提出すること。また、確定申告書は、令和6年（2024年）分のものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は令和5年分の提出も可能とします。 ・確定申告書は、税務署が受領したことが分かるもののみを対象とします。令和6年分の場合は以下2点、令和5年分の場合は以下3点のいずれかにより受領が確認できること。 確定申告書（令和6年分の場合） 1「確定申告書 第一表の控え」に受付番号と受付日時が印字されていること。 2「確定申告書 第一表の控え」と「受信通知（メール詳細）」が添付できること。 確定申告書（令和5年分の場合） 1「確定申告書 第一表の控え」に収受日付印が押印されていること。 2「確定申告書 第一表の控え」に受付番号と受付日時が印字されていること。 3「確定申告書 第一表の控え」と「受信通知（メール詳細）」が添付できること。 ※税理士（税理士法人を含む）の印のみが押印された書類は適切な添付資料とは見做されません。 ※1～3の方法で受領が確認できない場合は、提出する「確定申告書 第一表の控え」と「同一年度の納税証明書その2」を提出することで審査に必要な書類を充足することができます。その場合、納税証明書の添付の際には、納税証明書その2を添付してください。
27	交付申請	添付書類	電子納税証明書は証憑として利用できますか。	PDF形式にて発行されたフォーマットであれば、交付申請時の提出書類としてご利用頂けます。 ※XML形式で発行された「納税証明データシート等」は認められませんのでご注意ください。
28	交付申請	添付書類	「法人の履歴事項全部証明書」「住民票」に有効期限はありますか。	交付申請の提出日から遡って3か月以内に発行した写しをご提出ください。
29	交付申請	申請方法	自社の業種はどのように確認すればいいですか。	政府統計ポータルサイトの『e-Stat』内の『日本標準産業分類（令和5年〔2023年〕7月改定）』より、ご自身の事業が該当する業種コードををご確認ください。 < e-Stat > https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10 また、以下「IT導入補助金2025 公募要領 インボイス枠（電子取引類型）版」の「2-1-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」をご確認いただき、申請対象かご判断ください。 公募要領
30	交付申請	申請方法	自社の業種が複数となる場合、どの業種を記入すればいいですか。	複数の業種に分類される事業を行っている場合、直近の決算書において「売上高」が大きいものを主たる業種としてご判断ください。
31	交付申請	申請方法	社会福祉法人等の場合は、資本金欄に何を入力すればいいですか。	会社基本情報の資本金欄には、基本金を資本金と読み替えることとして「第一号基本金」「第二号基本金」「第三号基本金」の合計金額をご記載ください。 また、資本金がない事業形態の場合は、資本金に該当する費目（例：「資産の総額」等）の金額を入力してください。
32	交付申請	申請方法	会社法人等番号と法人番号は同じものですか。	会社法人等番号と法人番号は別の番号となり、本補助金事業においては「法人番号」が必要です。 「法人番号指定通知書」記載の13桁の番号ですので、ご注意ください。
33	交付申請	申請方法	短縮決算等により、直近決算期の事業期間が1年に満たない場合、財務情報の入力はどうように入力すればよいですか。	直近決算期の事業期間が1年に満たない場合、事業期間を1年分に換算した数値を入力してください。 なお、決算を行っておらず実績値を確認できない事業者は、交付申請の対象外となります。
34	交付申請	申請方法	個人事業主のため、法人番号がありません。どのように記載すればいいですか。	個人事業主の場合「法人番号」の記載は不要です。法人番号に代わり、個人事業主の生年月日をご登録いただく必要があります。
35	交付申請	申請方法	個人事業主ですが、専従者は従業員に含まれますか。	専従者は従業員数に含まれません。

No	大分類	小分類	質問	回答
36	交付申請	申請方法	個人事業主として交付申請を行う予定です。旧姓で事業を行っているため、添付書類と申請上の姓名が一致しませんが、どうすればいいですか。	交付申請をする際の姓名は本人確認書類に記載された姓名をご使用ください。 事業実態確認書類1、事業実態確認書類2と申請上の姓名に相違が出てしまう場合は、姓名の変更がわかる書類を本人確認書類と一緒に添付してください。
37	交付申請	申請方法	アカウントはどのように数えれば良いのでしょうか。考え方について教えてください。	「1受注者側の中小企業・小規模事業者等（取引先）が利用するアカウントの数」については、申請者が無償でアカウントを供与する中小企業・小規模事業者等のアカウントを数えてください。なお同一の取引先が複数のアカウントを利用する場合は、その複数のアカウント数を計算式に算入することができます。 また、「2契約する受注側アカウントの総数」については、利用予定のないアカウントも含め契約予定の総アカウント数を入力してください。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 インボイス枠（電子取引類型）版」の「2-3 補助対象経費、補助率及び補助額」をご確認ください。 公募要領
38	交付申請	申請方法	契約する受注側アカウントの総数とは、具体的に何を入力すれば良いでしょうか。	利用予定のないアカウントを含む、契約するITツールに含まれているアカウントの総数を入力してください。
39	交付申請	申請方法	受注側の中小企業・小規模事業者等（取引先）が利用するアカウントの数とは、具体的に何を入力すれば良いでしょうか。	契約するアカウント総数のうち、中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数を入力してください。
40	交付申請	申請方法	補助対象経費の算出方法を教えてください。	下図は補助対象経費の計算式です。 本事業の補助対象経費は以下の方法で算出される。 I T ツールの導入費用 （クラウド利用費） × 受注側の中小企業・小規模事業者等（取引先） が利用するアカウントの数 ＝ 契約する受注側アカウントの総数 （利用予定のないアカウントも含む） なお補助額は上図の式より算出された補助対象経費に補助率を乗して決定されます（上限額350万円）。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 インボイス枠（電子取引類型）版」の「2-3 補助対象経費、補助率及び補助額」をご確認ください。 公募要領
41	交付申請	申請方法	利用予定のないアカウント数を数える必要があるのでしょうか。	数える必要があります。「契約する受注側アカウントの総数」には利用予定のないアカウントを含む、契約するITツールに含まれているアカウントの総数を入力してください。
42	交付申請	申請方法	供与先企業が過去1年以内にIT導入補助金を利用していたのですが、申請は可能でしょうか。	可能です。
43	交付申請	申請方法	電子取引類型に対応するソフトウェアに加え、オプションや役務も対象でしょうか。	電子取引類型では対象外です。ソフトウェア利用に係る料金（クラウド利用費）のみが対象です。
44	交付申請	申請方法	交付申請で選択できるITツールの上限数はいくつですか。	1ツールです。
45	交付申請	申請方法	携帯電話番号の登録が必須なのはなぜですか。 また、事務局からはどのような連絡がくるのですか。	登録された携帯電話番号宛にショートメッセージサービス（SMS）にて、申請に必要なパスワードなどの通知を行います。 また、提出された申請内容、実績報告内容等について、事務局から連絡を入れる場合もあります。
46	交付申請	申請方法	事務局へ提出した交付申請の内容が誤っていたことに気付いたため、修正または削除したいのですが、どうしたらいいですか。	公募要領にも記載のとおり、一度ご提出いただいた内容は修正できません。 また、交付申請の結果が公表されるまでは取下げることもできません。 ただし、審査の過程で事務局から不備訂正を求めるご連絡をする場合がありますのでその際にはご対応をお願いいたします。

No	大分類	小分類	質問	回答
47	交付申請	審査	交付申請の審査は、随時行うのですか。	随時審査を行い、締切回ごとに採否を決定します。
48	交付申請	通知方法	交付決定の通知はどのように行われるのですか。	事務局から補助事業者担当者およびIT導入支援事業者に対して通知をメールでお送りいたします。 なお、「交付決定通知書」は「申請マイページ」よりダウンロードいただき、補助事業者が保存してください。
49	実績報告	実績報告	事業実績報告とは何を報告するのですか。	交付決定を受けた申請内容に基づきITツールを導入したことを事務局へ報告します。 なお、実績報告時には請求書等の各種証憑の添付が必要です。 具体的な手続き方法等は、下記「事業実施・実績報告の手引き」をご確認ください。 事業実施・実績報告の手引き
50	全般	イレギュラー	個人事業主が法人化した場合、何か対応は必要ですか。	個人事業主の方が法人化した場合の対応方法については、コールセンターへご相談ください。 TEL：0570-666-376 （通話料がかかります） IP 電話等からのお問合せ先：050-3133-3272 受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）
51	全般	イレギュラー	ITツールを導入した事業を継承した場合、何か対応は必要ですか。	ITツールを導入した事業を継承した場合の対応方法については、コールセンターへご相談ください。 TEL：0570-666-376 （通話料がかかります） IP 電話等からのお問合せ先：050-3133-3272 受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）